

安全報告書

(令和4年度)

本報告書は、航空法第 111 条の 6 に基づき、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置、その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を記載したものです。



岡山航空株式会社

業務内容

当社は※¹航空運送事業および※²航空機使用事業会社であり、主として航空写真撮影、宣伝飛行、操縦訓練各種調査飛行、遊覧飛行、受託運航、航空機整備等を行っております。

※¹航空運送事業とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいいます。

※²航空機使用事業とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客・貨物運送以外の行為の請負を行う事業をいいます。

1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針

安全宣言 「安全管理規程を定めるにあたっての安全方針」

安全は航空輸送業にとって企業存立の基盤です。

当社は関連法令等の定め並びに※IS-BAOに基づき、この「安全管理規程」(SMS マニュアル)を定める事としました。これにより、改めて安全確保の重要性を認識し、たゆまぬ取り組みを行うことを、社員全員で決意します。

※IS-BAOとは、International Standards for Business Aircraft Operations の略でビジネスジェット機を運用する国際基準をいいます。

会社は、以下により安全の向上を目指します。

- 管理可能な事故をゼロにすることを目標とします。
- 不安全の芽は先取りで摘んでしまう先行的な取り組みを目指します。
- 経営者、管理者、従事者が安全に関する価値観を共有し、その向上に向けて全員が互いの領分を超えて前向きに取り組むカルチャーの醸成に努めます。
- 参加するもの全員が、進んで不安全な状況について報告することが強く望まれます。それには、懲罰的目的ではなく、問題解決の目的で、最優先でオープンに処置していくことを約束します。
- こうした安全管理活動を全面的にバックアップすると共に、必要なリソースの提供を約束します。

社員各位が規程を遵守し、基本に忠実に、常に健全な問題意識を持って事に当たり、日々の仕事で多少とも疑問に感じた場合は、基本に立ち返り、再度確認を行うことを徹底する等、それぞれの持ち場で最善の努力をすることにより、将来にわたり安全運航の継続を目指します。安全こそが最優先される企業風土の定着した会社を目指します。

<重点取り組み措置>

- ① 各員で、安全に対する問題意識を持つと共に、全社員相互の意思疎通を図り、共有の意識をもって業務にあたる
- ② 法令を遵守し、安全運航および社会モラルを守る
- ③ 不安全要素を把握し、その排除および予防対策の確立
- ④ チームワークの重要性を認識し人を育てる
- ⑤ 企業活動を通じ、社会へ貢献する

岡山航空株式会社

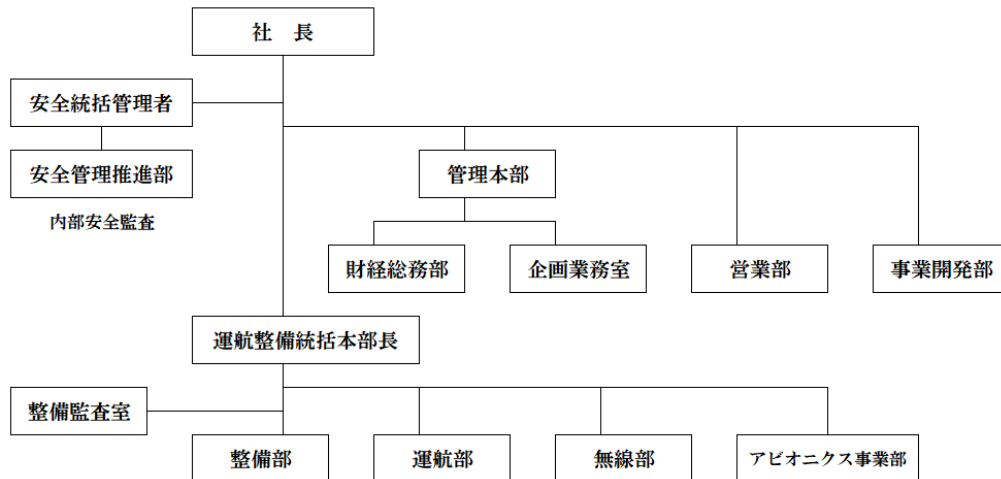
代表取締役社長

寺岡 伸二

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

組織および人員

会社全体および安全確保に関する組織



安全確保に関する組織の機能と役割

安全管理規程に基づき、安全統括管理者が会社内の取り組みを統括的に管理し、安全運航を推進します。

【安全管理推進部】

- 安全統括管理者及び運航整備統括管理者の業務を補佐し、会社の安全を推進します。
- また、会社の航空事故を防止し、安全体制を向上させ、運航の安全をより一層図るための機関として、安全統括管理者を委員長とした、安全推進委員会を設置しています。
- 安全推進委員会を毎月開催し、この中で安全に係る重要事項の報告、評価、検討を行い、必要な情報の社内展開を図ります。

【運航部長・整備部長】

- 運航部・整備部の統括責任者として、部内の SMS を主体的に牽引する役割を担います。

【安全担当者】

- 安全統括管理者が任命し、当該組織における安全活動の中核として機能し、安全推進活動を補佐します。

【一般社員】

- 法令や会社規程を遵守し、担当する業務を確実に実施します。また、業務に関わる報告、ヒヤリハット報告、改善の提案の実施を行います。

航空機乗組員および有資格整備士数

令和 5 年 4 月 1 日現在

航空機乗組員	有資格整備士(確認整備士)
14 名	23 名(うち 11 名)

運航管理担当者数および整備管理担当者数

令和4年4月1日現在

運航管理担当者	整備管理担当者
16名	9名

日常運航の支援体制

航空機乗組員、整備従事者並びに運航管理担当者の定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領」(空航第58号)、「整備規程審査要領」(空航第73号)及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領(空機航第68号及び空機航第69号)」に基づいて作成した当社の「運航規程」および「整備規程」に定めています。

※上記の通達につきましては、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

日常運航における問題点の把握とその共有および現場へのフィードバック体制

運航管理担当者は、運航状況を常に把握し気象情報、飛行区域に関する航空交通情報等必要な援助を行います。飛行後に機長から運航状況の連絡を受け、その内容を分析し必要な措置を講じます。

- 「機長報告」「不安全事象報告書」「ヒヤリはっと/改善提案」等を通じ、運航状況の把握に努め、これを分析して情報の共有を図ります。
- 整備部門においては、整備課が問題点を把握し小異常等の技術通報として情報の共有を図っています。

安全に関する社内活動

- 管理職および安全担当者が参加する安全推進委員会を、月1回定期的に開催し、安全管理活動の更なる質的向上に努めています。
- 岡南飛行場管理事務所が計画する各種訓練に参加し、緊急事態発生時対応の維持・向上に努めています。
- 安全管理体制の強化、安全情報の共有等を図るため、各種安全セミナー等への参加を奨励しております。

使用航空機に関する情報

令和5年4月1日現在

実施する事業	機種	機数	座席数	前年度年間飛行時間	導入時期	機齢
航空運送事業 航空機使用事業	セスナ式 172R 型	3	4	1258 時間	平成 20 年 平成 29 年 平成 30 年	21 年 20 年 16 年
	セスナ式 206 型	1	6	100 時間	平成 29 年	23 年
航空機使用事業	ビーチクラフト式 58 型	3	6	1008 時間	平成 30 年 令和元年 令和 4 年	5 年 3 年 0 年
航空運送事業 航空機使用事業	セスナ式 525 型	1	8	93 時間	令和 2 年	8 年
		1	8	97 時間	令和 2 年	4 年

3. 法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項

法第 111 の 4 に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」
(事故、重大インシデントおよびその他の安全上のトラブル)の発生状況

【航空事故】

航空機の墜落、衝突、または火災、航空機による人の死傷(ICAO Annex 13)または物件の損壊、航行中の航空機が損傷(航空法に定める大修理に該当)を受けた事態、航空機内にある者の死亡または行方不明、他の航空機との接触、その他国土交通省令で定める航空機に関する事故をいいます。

【重大インシデント】

航行中他の航空機との衝突または接触の恐れがあったと認めるとき、その他法第 76 条第 1 項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めた事態をいいます。

* 国土交通省令で定める事態

具体的には、閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止、着陸又はその試み、滑走路からの逸脱、機内における火災又は煙の発生、航空機内の気圧の異常な低下、気流の擾乱その他の異常な気象状態との遭遇などがあります。

【安全上のトラブル】

安全上の支障を及ぼす事態の報告(義務報告)

• 航空事故・重大インシデント

航空事故	機種	事象の概要
バードストライクによる機体損傷(大修理)	セスナ式 172R 型機	岡南飛行場着陸前に、鳥との衝突が発生し、翼の左側前縁を損傷しました。けが人等はありませんでした。
重大インシデント	機種	事象の概要
プロペラが地面に接触	セスナ式 206 型機	着陸接地時に、突発的な風の影響により機体が煽られ、プロペラの先端が地面に接触しました。けが人等はありませんでした。

※ 航空機使用事業に係るものではありませんでした。

• 安全上のトラブル

安全上のトラブル	機種	事象の概要
高度を一時的に下回る	セスナ式 525 型機	目的地空港に向けて降下中、定められている地点の高度を一時的に下回る事象が発生しました。

※ 航空機使用事業に係るものではありませんでした。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置および講じようとした措置に関する事項

国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分または行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置、または講じようとする措置

- 行政処分事項等はありませんでした。

5. 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取り組みの実施状況

令和4年度の安全指標・目標値に関して、目標は達成出来ませんでした。取り組み実施状況は次の通りです。

- 事故・重大インシデントの発生件数(0件) 実績 2件
バードストライクによる左翼の損傷で事故1件、プロペラが地面に接触したことによる重大インシデント1件が認定され目標は達成することが出来ませんでした。再発防止策を講じると共に、未然防止についての情報共有の徹底を図っています。
- ヒューマンエラーに起因する義務報告件数(0件) 実績 1件
指定された高度を一時的に下回る事象が1件ありました。対策を講じ、再発防止を図っています。
- ヒヤリはっと情報の収集数ヒヤリはっと報告件数(40件) 実績 46件
ヒヤリはっと報告の重要性を浸透し、目標達成できました。更に啓蒙活動を続け定着するために、社員へのフィードバックを進め、未然防止に繋げています。

令和5年度も引き続き次の安全指標・目標値に従い、安全運航に取り組んで参ります。

安全指標・目標値

- 事故・重大インシデントの発生件数(0件)
来年度においても、航空機事故の発生ゼロ、重大インシデントの発生についてもゼロを不変の目標として、この目標達成を目指すこととします。
- ヒューマンエラーに起因する義務報告件数(0件)
安全運航を確保する観点から、積極的に取り組むこととします。
- ヒヤリはっと報告件数(40件)
ヒヤリはっと報告については、更なる報告促進、定着の為、積極的に取り組んでまいります。

安全への取り組み(社内教育・情報共有)

- **安全教育**
安全管理規程に基づき、安全管理について、事例紹介、ヒューマンファクターズに関する内容など盛り込み、安全を支える基本事項について教育を行っています。
- **航空保安教育**
航空保安に関する知識、技術および航空保安意識を形成し維持・向上のための教育訓練を行っています。
- **コンプライアンス教育**
コンプライアンスの遵守の重要性、法令、諸規程・社内規程類を遵守することの重要性を改めて認識するための教育を行っています。
- **アルコール教育**
アルコールの危険性、分解速度、業務への影響、節度ある適度な飲酒等に関する教育を全役職員に対して行っています。
- **安全に係る情報の共有**
Corporate Safety Information を社内ポータルサイトで公開することで、安全推進・啓蒙を図っています。

安全監査の取り組み

<内部安全監査>

- 安全管理規程に基づき内部安全監査員が、各部門に対して内部監査を実施しています。安全統括管理者に報告すると共に、安全推進委員会の中で監査結果を報告、共有を図っています。

<外部監査>

- 航空局による安全監査立入検査
国土交通省航空局の計画に基づき、年に一度(2022年10月)の監査を受検しました。
航空局監査において、指摘事項等はありませんでしたが、監査を通じて頂いたコメント事項に対しても、検討を行い、改善措置を講じています。
- IS-BAO (An International Standard for Business Aircraft Operations) 監査
ビジネスジェットを運航する事業者に対して行う国際的な安全監査プログラムで IBAC(International Business Aviation Council) が認定します。当社は、2010年に最初に認定取得し、2022年5月に STAGE-3 の更新監査に合格しました。指摘事項等はありませんでしたが、監査の中でのコメントを参考に、更なる安全管理体制を構築して参ります。 次回の更新監査は、2025年5月を予定しています。

アルコール飲酒事案防止への取り組み

- 運航、運航管理、整備従事する者については、入社時のアルコール検査を実施しています。社内でアルコール基礎教育を入社時に行い、定期的にアルコール教育を行い全社員で飲酒事案発生防止、アルコール依存症を意識することで、安全の確保に努めています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組み

- 具体的な行動基準を全社員に徹底すると共に、社外の関係者の皆様には感染症拡大防止に向けた取り組みについて御協力をいただく等の施策を講じています。一人一人が責任感を強く持ち、感染防止対策に努め、日々の小さな行動を積み重ねていくことで当社は安全を確保して参ります。

以上

2022年度 安全報告書
岡山航空株式会社
安全管理推進部
(2023年5月発行)